

○ 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処分通知等の指定）</p> <p>第九条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第一に掲げる申請等に対する諾否の応答及び第七条第三項の規定による通知とする。</p> <p>2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定によりみなし電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。</p> <p>（手数料等に係る納付情報の通知）</p> <p>第十条 税関長は、<u>第三条第二項</u>に規定する申請等又は<u>前条第二項</u>に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料に係る納付番号その他の納付情報を、<u>みなし電子情報処理組織</u>を使用して、通知するものとする。</p>	<p>（処分通知等の指定）</p> <p>第九条 同 上</p> <p>2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定によりみなし電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからホまでに掲げる教示、通知又は諾否の応答とする。</p> <p>（手数料等に係る納付情報の通知）</p> <p>第十条 税関長は、<u>第三条第一項</u>に規定する申請等又は<u>前条第一項</u>に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料又は登録免許税の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料又は登録免許税に係る納付番号その他の納付情報を、<u>電子情報処理組織</u>を使用して、通知するものとする。</p>

○ 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 申請等（第三条）</p> <p>第三章 通関業者による申請等（第四条）</p> <p>第四章 関税等の納付手続（第五条・第六条）</p> <p>第五章 処分通知等その他の通知（第七条・第八条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 税関関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項並びに税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ又は行う場合については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この省令の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この省令において「電子情報処理組織」とは、情報通信技</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 申請等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 通関業者による申請等（第五条・第六条）</p> <p>第四章 関税等の納付手続（第七条・第八条）</p> <p>第五章 処分通知等その他の通知（第九条・第十条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 税関関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ又は行う場合については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この省令の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該</p>

術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織に限る。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

第二章 申請等

（申請等の指定）

第三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）別表に掲げる申請等とする。

各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織（以下「みなし電子情報処理組織」という。）を含む。）をいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 同上

第二章 申請等

（申請等の指定）

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織（みなし電子情報処理組織を除く。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等は、別表第一に掲げる申請等とする。

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定によりみなし電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭

和五十二年政令第二百二十号) 別表に掲げる申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うおとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ税関長に届け出なければならぬ。

一 氏名及び住所(法人にあつては、申請等の事務を取り扱おうとする営業所の名称、所在地及び責任者の氏名)

二 使用しようとする暗証符号

三 その他参考となるべき事項

2 税関長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、その識別符号及び暗証符号を通知するとともに、入出力用プログラムを提供するものとする。

3 電子情報処理組織を使用して申請等(第一項の規定による届出を除く。)を行おうとする者は、前項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等に係る事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して行わなければならない。

4 前項の申請等を行う場合において、当該申請等を行うおとする者は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この条において「添付書面等」という。)に記載すべき事項を併せて入力して送信することをもつて、当該添付書面等の提出に代えることができる。ただし、税関長は、当該申請等の確認のために必要と認める書面等を提出させることができる。

5 第三項の申請等を行うおとする者は、前項に規定する添付書面等のうち別表第二又は第三に掲げるものについて、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、次の各号に掲げる書面の区分に応じ

第三章 通関業者による申請等

て、それぞれ当該各号に定める電子証明書（当該電子署名を行つたものに限る。）と併せて送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

一 別表第二に掲げる書面 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した電子証明書

二 別表第三に掲げる書面 商業登記法（昭和三十八年法律第二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

6 電子情報処理組織を使用して別表第四に掲げる申請等を行うとする者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、前項第一号若しくは第二号に規定する電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）（当該電子署名を行ったものに限る。）と併せて送信することにより、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該申請等を行うことができる。

第三章 通関業者による申請等

（通関業者による申請等）

第五条 通関業者が電子情報処理組織を使用して通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十四条の規定による審査が必要となる申請等を行おうとする場合において、前条第一項の規定による届出をするときは、審査させようとする通関士ごとの証票番号及び使用しようとする暗証符号を届け出なければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第四条 通関業法第十四条に規定する記名押印に代わるものであつて情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第三十号)第四条の規定による通関士識別符号の使用とする。

第四章 関税等の納付手続

(事前届出)

第五条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の四ただし書、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びとん税法施行令(昭和三十三年政令第四十八号)第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令(昭和三十三年政令第四十九号)第二条において準用する場合を含む。)の規定により次条に定める方法(第一号に掲げる場合を除き、同条第一号に掲げる方法に限る。)による関税、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号に規定する内国消費税並びにとん税及び特別とん税(以下「関税等」という。)の納付を行おうとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

2| 税関長は、前項の規定による届出を受理したときは、前条第二項の規定による通知に併せて、通関士ごとの識別符号及び暗証符号を通知するものとする。

(氏名等を明らかにする措置)

第六条 通関業法第十四条に規定する記名押印に代わるものであつて情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、当該記名押印を行うべき通関士の識別符号及び暗証符号の入力又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第三十号)第四条の規定による通関士識別符号の使用とする。

第四章 関税等の納付手続

(事前届出)

第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の四ただし書、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びとん税法施行令(昭和三十三年政令第四十八号)第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令(昭和三十三年政令第四十九号)第二条において準用する場合を含む。)の規定により次条に定める方法(第二号に掲げる場合を除き、同条第一号に掲げる方法に限る。)による関税、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号に規定する内国消費税並びにとん税及び特別とん税(以下「関税等」という。)の納付を行おうとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届けなければならない。

一| 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき関税等の納付に係る電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第四条第一項に規定する申告等を行う場合 当該申告等を行う際に併せてその旨を入力する方法

二| 関税等の納付に関する申告を書面をもって行う場合 当該書面にその旨を付記する方法

三| 納付すべき関税等の額を税関長がその調査により更正し又は決定する場合（本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物に対する関税等を決定する場合並びに関税法第七十七条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項の規定に基づき書面により通知する関税等を決定する場合を除く。） 当該更正又は決定を行う税関長にその旨を申し出る方法

2 前項第一号に掲げる場合（次条第一号に掲げる方法により関税等を納付する場合に限る。）において、同項第一号に定める方法による届出をすることができなかつたときは、同号に規定する申請等又は申告等を受理した税関長に、同条第一号に掲げる方法による納付を行おうとする関税等を特定できる書面を添えて、当該納付を行いたい旨を届け出ることができる。

3 税関長は、前二項の届出がされた場合において、当該届出をし

める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届けなければならない。

一| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき関税等の納付に係る申請等を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該申請等を行う際に併せてその旨を入力する方法

二| 同上

三| 同上

四| 納付すべき関税等の額を税関長がその調査により更正し又は決定する場合（第一号に掲げる場合、本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物に対する関税等を決定する場合並びに関税法第七十七条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項の規定に基づき書面により通知する関税等を決定する場合を除く。） 当該更正又は決定を行う税関長にその旨を申し出る方法

2 前項第一号又は第二号に掲げる場合（次条第一号に掲げる方法により関税等を納付する場合に限る。）において、当該各号に定める方法による届出をすることができなかつたときは、同項第一号又は第二号に規定する申請等又は申告等を受理した税関長に、同条第一号に掲げる方法による納付を行おうとする関税等を特定できる書面を添えて、当該納付を行いたい旨を届け出ることができる。

3 同上

た者に対し、納付番号その他の納付情報を通知するものとする。
ただし、次条第二号に掲げる方法により関税等を納付するとき、
又は関税等について納付すべき税額がないときは、この限りで
ない。

(電子情報処理組織による納付手続)

第六条 関税法第九条の四ただし書、国税通則法第四十五条の規定
により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びと
ん税法施行令第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令第二条
において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める方
法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 税関又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(次号
において「会社」という。)の使用に係る電子計算機と電気通
信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、関税
等の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプロ
グラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付す
る方法

二 前条第一項第一号の規定による届出をした者があらかじめ会
社及び金融機関に対し通知した口座番号、当該届出をした者が
納付すべき関税等の額その他の納付情報が会社の使用に係る電
子計算機から電気通信回線を通じて当該金融機関に送付され、
かつ、当該納付情報に基づき、口座振替により納付する方法

第五章 処分通知等その他の通知

(処分通知等の指定)

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関す
る法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法

(電子情報処理組織による納付手続)

第八条 関税法第九条の四ただし書、国税通則法第四十五条の規定
により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びと
ん税法施行令第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令第二条
において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める方
法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 同上

二 前条第一項第二号の規定による届出をした者があらかじめ会
社及び金融機関に対し通知した口座番号、当該届出をした者が
納付すべき関税等の額その他の納付情報が会社の使用に係る電
子計算機から電気通信回線を通じて当該金融機関に送付され、
かつ、当該納付情報に基づき、口座振替により納付する方法

第五章 処分通知等その他の通知

(処分通知等の指定)

第九条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規
定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分

第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

(手数料等に係る納付情報の通知)

第八条 税関長は、第三条に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料に係る納付番号その他の納付情報を、電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。

通知等は、別表第一に掲げる申請等に対する諾否の応答及び別表第三項の規定による通知とする。

2) 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定によりみなし電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

(手数料等に係る納付情報の通知)

第十条 税関長は、第三条第二項に規定する申請等又は前条第二項に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料又は登録免許税の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料又は登録免許税に係る納付番号その他の納付情報を、みなし電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。

別表第一(第三条、第九条関係)

番号	申請等
一	関税法第二条の三第一項に規定する延長に係る書面の提出
二	関税法第二条の三第三項及び第四項に規定する延長に係る書面の提出
三	関税法第七条第一項の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十

	年政令第百号)第十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
四	関税法第七条第三項の規定による教示の求め
五	関税法第七条の二第五項の規定による承認の申請
六	削除
七	削除
八	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第四条第二項の規定による承認の申請
九	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第一項の規定による承認の申請
一〇	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第二項の規定による承認の申請
一一	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第三項の規定による承認の申請
一二	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第一項の規定による届出
一三	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第二項の規定による届出
一四	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第九条において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第一項の規定による届出
一五	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第九条において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第二項の規定による届出
一六	関税法第七条の十の規定による届出
一七	関税法第七条の十三において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請 関税法第七条の十五第一項の規定による更正の請求

一八	関税法第九条の二第二項の規定による申請書の提出 関税法第九条の二第二項の規定による申請書の提出
一九	関税法第九条の四ただし書の規定による届出
二〇	関税法第十二条第六項の規定による延滞税の免除に係る確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十九条の規定による課税物品に係る内国消費税の税目及び申請の理由その他参考となるべき事項の付記を含む。）
二一	
二二	
二三	削除
二四	削除
二五	削除
二五の二	関税法第十七条第一項の規定による外国貿易機の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
二六	関税法第二十条第一項の規定による許可の申請
二七	関税法第二十条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二八	関税法第二十条の二第三項の規定による入港届の提出
二九	関税法第二十一条の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
三〇	関税法第二十二条の規定による届出
三一	関税法第二十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十一条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含む。）
三二	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類

等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関長に
対するものに限る。）

三三 関税法第二十三条第四項後段の規定による延長の申請
（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施
行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及
び数量等の付記を含む。）

三四 関税法第二十三条第六項ただし書に規定する戻入れ若
しくは亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却
の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に
関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物
品の品名及び数量等の付記を含む。）

三五 関税法第二十四条第一項及び第四項の規定による許可
の申請（口頭によるものを除く。）

三六 関税法第二十四条第二項の規定による許可の申請（口
頭によるものを除く。）

三七 関税法第二十五条の規定による届出

三八 関税法第三十二条の規定による許可の申請（航空運送
貨物に係るものに限るものとし、口頭によるものを除
く。）

三九 関税法第三十四条の規定による届出

四〇 関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する
同法第三十二条の規定による許可の申請（航空運送貨
物に係るものに限るものとし、口頭によるものを除
く。）

四一 関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する
同法第三十四条の規定による届出

四二 関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する
同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出

四三	又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請 関税法第三十八条第一項ただし書の規定による承認の申請
四四	関税法第四十条第二項の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
四五	関税法第四十一条の三において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
四六	関税法第四十二条第一項の規定による許可の申請
四七	関税法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
四八	関税法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
四九	関税法第四十三条の三第一項の規定による延長期間の指定の申請
五〇	関税法第四十四条第一項の規定による届出
五一	関税法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
五二	関税法第四十六条の規定による届出
五三	関税法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
五四	関税法第四十九条において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
五五	関税法第五十六条第一項の規定による許可の申請
五六	関税法第五十八条の規定による届出（口頭によるものを除く。）
五六の二	関税法第五十八条の二の規定による納税申告

五七	関税法第五十九条第二項の規定による承認の申請
五八	関税法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五九	関税法第六十一条の二第二項の規定による報告
六〇	関税法第六十一条の四において準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
六一	関税法第六十一条の四において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
六二	関税法第六十一条の四において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六三	関税法第六十一条の四において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
六四	関税法第六十一条の四において準用する同法第四十六条の規定による届出
六五	関税法第六十一条の四において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
六六	関税法第六十二条の二第一項の規定による許可の申請
六七	関税法第六十二条の四第一項の規定による報告
六八	関税法第六十二条の五の規定による許可の申請
六九	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七〇	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による承認の申請

七一	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出
七二	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
七三	関税法第六十二条の八第一項の規定による許可の申請
七四	関税法第六十二条の十一の規定による届出
七五	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
七六	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
七七	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七八	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
七九	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出
八〇	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十八条の二第四項の規定による承認の申請
八〇の二	関税法第六十二条の十五において準用する同法第五十条の二の規定による納税申告
八一	関税法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請
八二	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第

八三	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告
八四	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請
八五	関税法第六十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、仮陸揚貨物のうち、船用品等の運送に係るものに限る。）
八六	関税法第六十三条第四項の規定による期間延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八七	関税法第六十四条第一項の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
八八	関税法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八九	関税法第六十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出
九〇	関税法第六十五条第一項ただし書の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法

九一	関税法第六十六条第一項の規定による申告（航空運送貨物に係るものに限る。）
九二	関税法第六十七条の規定による申告（旅客及び乗組員の別送品並びに託送品（船舶の旅客及び乗組員による輸出に係るものを除く。）に係るもの並びに口頭によるものを除く。）
九三	関税法第六十八条第二項の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
九四	関税法第六十九条第二項の規定による検査の許可の申請
九四の二	関税法第六十九条の十三第一項の規定による申立書の提出
九四の三	関税法第六十九条の十三第四項の規定による点検の申請
九四の四	関税法第六十九条の十五第五項の規定による届出書の提出
九五	関税法第七十五条において準用する同法第六十七条の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
九六	関税法第七十五条において準用する同法第六十八条第二項の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
九七	関税法第七十五条において準用する同法第六十九条第二項の規定による検査の許可の申請
九八	関税法第七十七条第六項の規定による承認の申請（輸
九八	律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

九八の二	関税法第八十三条第一項の規定による収容の解除の承認の申請
九九	関税法第九十八条第一項の規定による開庁時間外の事務の執行を求める届出
一〇〇	関税法第一百一条第三項の規定による手数料免除の申請
一〇一	関税法第二百二条第一項の規定による交付の請求
一〇一の二	関税法第二百二条に規定する閲覧の申請
一〇二	関税法第二百二条の二各項の規定による手数料の還付、軽減又は免除の書類の提出
一〇三	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百五十号）第二条第三項の規定による承認の申請
一〇四	関税法施行令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇五	関税法施行令第四条第五項の規定による届出
一〇六	関税法施行令第四条の二第五項において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇七	関税法施行令第四条の二第五項において準用する同令第四条第五項の規定による届出
一〇八	関税法施行令第四条の五第五項の規定による届出
一〇九	関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
一一〇	関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
一一一	関税法施行令第十条第一項の規定による書面の提出

一一二	関税法施行令第十二条第五項の規定による陳述書の提出
一一三	関税法施行令第二十一条の七の規定による帳簿の写しの提出
一一四	関税法施行令第二十二條の二第六項の規定による変更の届出
一一五	関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請
一一六	関税法施行令第三十九条第二項の規定による届出
一一七	関税法施行令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一一八	関税法施行令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一一九	関税法施行令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二〇	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二一	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二二	関税法施行令第五十一条の十五において読み替えて準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二三	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請

一一三の	関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証 拠を提出する旨を記載した書面の提出
二	
一一三三の	関税法施行令第六十二条の二十一第四項の規定による 確認の申請書の提出
三	
一一三三の	関税法施行令第六十二条の二十二第一項の規定による 申立書の提出
四	
一一三三の	関税法施行令第六十二条の二十三第一項の規定により 承認を受けた旨を記載した書面の提出
五	
一一三三の	関税法施行令第六十二条の二十三第二項の規定により 承認を受けた旨等を記載した書面の提出
六	
一一四	関税法施行令第七十八条第一項の規定による見積書の 提出
一一四の	関税法施行令第八十一条において読み替えて準用する 同令第七十一条第一項の規定による返還の承認の申請
二	
一一五	関税法施行令第八十一条において準用する同令第七十 八条第一項の規定による見積書の提出
一一六	関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号） 第六条の規定による承認の申請
一一七	削除
一一八	削除
一一九	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第三条の 三第一項ただし書の規定による申し出（郵便物に限 る。）
一一〇	関税定率法第七条第二十九項の規定による還付の請求
一一一	関税定率法第八条第三十二項の規定による還付の請求
一一二	関税定率法第十条第二項、第三項及び第四項の規定に よる払戻し、減額又は控除の申請（輸入品に対する内 国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第三項

一三三	（同令第十九条の二第二項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による還付の金額及び計算の基礎の付記を含む。）
一三四	関稅定率法第十一条の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十九条の四第三項の規定による承認を受けようとする旨並びに課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一三五	関稅定率法第十三条第一項の規定による承認の申請
一三六	関稅定率法第十三条第四項の規定による承認の申請
一三七	出 関稅定率法第十三条第五項の規定による製造終了の届出
一三八	関稅定率法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一三九	関稅定率法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の輕減の申請
一四〇	関稅定率法第十五条第二項ただし書の規定による関稅の輕減の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一四一	関稅定率法第十六条第二項ただし書の規定による関稅の輕減の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一四二	関稅定率法第十七条第一項の規定による期間延長の承認の申請
一四三	関稅定率法第十七条第五項において読み替えて準用す

一四三	同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、減却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項及び第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四四	関稅定率法第十九条第一項、第五項及び第六項の規定による関税の払戻し、減額又は控除の申請
一四五	関稅定率法第十九条第一項の規定による承認の申請
一四六	関稅定率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請
一四七	関稅定率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第五項の規定による製造終了の届出
一四八	関稅定率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一四九	関稅定率法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
一五〇	関稅定率法第十九条の二第二項から第四項までの規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条第一項（同令第二十

一五二	<p>三条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p> <p>関稅定率法第十九條の二第五項において準用する關稅法第五十八條の規定による届出</p>
一五三	<p>關稅定率法第十九條の三第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六條の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
一五四	<p>關稅定率法第二十條第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八條の二の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
一五五	<p>關稅定率法第二十條第二項、第三項及び第五項の規定による払戻し等の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七條第二項（同令第二十八條の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
一五六	<p>關稅定率法第二十條の二第二項ただし書の規定による承認の申請</p>
一五七	<p>關稅定率法第二十條の二第三項において準用する同法</p>

一五八	第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一五九	関税定率法第二十条の三第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六〇	削除
一六一	削除
一六一の	関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）第一条の六第三項の規定による書面の提出
一六一の	関税定率法施行令第三条第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）
一六二	関税定率法施行令第三条第四項の規定による申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十七条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）
一六三	関税定率法施行令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）
一六四	関税定率法施行令第三条の三において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品

一七〇	の品名及び数量等の付記を含む。)
一七一	関稅定率法施行令第二十六條第三項の規定による届出
一七二	関稅定率法施行令第二十六條第四項の規定による報告
一七三	関稅定率法施行令第二十六條第五項の規定による届出 (輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第三項の規定による課稅物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一七三の二	関稅定率法施行令第三十四條の規定による書面の提出 (輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第二項の規定による課稅物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一七四	関稅定率法施行令第三十七條第一項の規定による届出 (輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第三項の規定による課稅物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一七五	関稅定率法施行令第三十九條第三項に規定する届出書の提出
一七五の二	関稅定率法施行令第四十一條において準用する同令第三十四條の規定による書面の提出 (輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十九條の五の規定による消費稅の輕減を受けようとする旨並びに課稅物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一七六	関稅定率法施行令第四十一條において準用する同令第三十九條第三項に規定する届出書の提出

一七七	関稅定率法施行令第四十七條の二の規定による承認の申請
一七七の二	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第七條第一項の規定による書面の提出
一七八	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第十一條第三項の規定による関稅の軽減の申請
一七九	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第十一條の二の規定による届出
一八〇	関稅定率法施行令第五十條の二第一項の規定による報告書の提出
一八一	関稅定率法施行令第五十三條の二第一項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造證明書の提出
一八二	関稅定率法施行令第五十三條の三第五項の規定による確認の申請
一八二の二	関稅定率法施行令第五十三條の四第一項の規定による申請書の提出
一八三	関稅定率法施行令第五十三條の四第二項において読み替へて準用する同令第五十三條第一項の規定による承認の申請
一八三の二	関稅定率法施行令第五十四條第二項の規定による申請書の提出
一八四	関稅定率法施行令第五十四條の二第一項及び第三項に規定する税関長の確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十條の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一八四の二	関稅定率法施行令第五十四條の三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十一條の規定による課税物品の品

一八五	名及び数量等の付記を含む。)
一八五の	関税定率法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
二	関税定率法施行令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一八六	関税定率法施行令第五十四条の十において読み替えて準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
二	関税定率法施行令第五十四条の十において読み替えて準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条の三第一項において読み替えて準用する同令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一八七	関税定率法施行令第五十四条の十一において読み替えて準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
二	関税定率法施行令第五十四条の十一において読み替えて準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条の三第二項において読み替えて準用する同令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一八八	関税定率法施行令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の四の規定による

二	一九一の		二	一九〇の	一九〇	二	一八九の		一八九	二	一八八の
準用する同令第五十六條第一項の規定による申請書の提出	関稅定率法施行令第五十六條の三において読み替えて	關稅定率法施行令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出	關稅物品の品名及び數量等の付記を含む。	關稅物品の品名及び數量等の付記を含む。	關稅定率法施行令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出	關稅定率法施行令第五十四條の十七において読み替えて準用する同令第五十四條の十六の規定による申請書の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の八において読み替えて準用する同令第二十六條の七第一項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）	關稅定率法施行令第五十四條の十七において読み替えて準用する同令第五十四條の十六の規定による申請書の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の八において準用する同令第二十六條の四の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）	關稅定率法施行令第五十四條の十七において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の八において準用する同令第二十六條の四の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）	關稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）	課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）	

一九二	提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の三第一項において読み替えて準用する同令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。） 関税定率法施行令第五十六条の四において読み替えて準用する同令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
二	一九二の 関税定率法施行令第五十六条の四において読み替えて準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の三第二項において読み替えて準用する同令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三	一九二の 関税定率法施行令第五十八条第一項の規定による書面の提出 一九三 関税定率法施行令第六十条の規定による報告 一九四 関税定率法施行令第六十一条において準用する同令第十一條の二の規定による届出
一九九の	削除
一九五	削除
一九六	削除
一九七	削除
一九八	削除
一九九	削除
二	一九九の 関税定率法施行令第六十九条の規定による書面の提出
二〇〇	関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条の三の規定による承認の申請
二〇一	関税定率法施行規則第四条の規定による承認の申請

二〇二	関税定率法施行規則第六条の二の規定による確認の申請
二〇三	削除
二〇四	削除
二〇五	削除
二〇六	削除
二〇七	削除
二〇八	削除
二〇九	関税暫定措置法第八条第一項の規定による期間延長の承認の申請
二一〇	関税暫定措置法第十条ただし書の規定による承認の申請
二一一	関税暫定措置法第十一条の規定による関税の軽減の申請
二一二	関税暫定措置法第十四条第一項の規定による承認の申請
二一三	関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三条第二項の規定による確認の申請
二一三の二	関税暫定措置法施行令第八条第一項の規定による書面の提出
二一四	関税暫定措置法施行令第十条の規定による報告
二一五	削除
二一六	削除
二一七	関税暫定措置法施行令第二十二条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を記載した申請書の提出
二一七の二	関税暫定措置法施行令第二十三条第一項の規定による明細書の提出
二一八	関税暫定措置法施行令第二十八条ただし書の規定による

二一九	関税暫定措置法施行令第二十九条の規定による承認の申請
二一九の二	関税暫定措置法施行令第三十五条第一項の規定による書面の提出
二二〇	関税暫定措置法施行令第三十五条第六項、第八項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定による報告
二二一	関税暫定措置法施行令第三十八条第一項及び第二項の規定による届出
二二二	関税暫定措置法施行令第四十一条第二項の規定による届出
二二三	関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）第二条の規定による確認の申請
二二四	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百五十三号）第三条第一項ただし書に規定する提出の猶予の申請
二二四の二	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第一項ただし書に規定する提出の猶予の申請
二二四の三	削除
二二五	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第四条第二項の規定による承認の申請
二二六	とん税法第九条第一項の規定による承認の申請
二二六の二	とん税法施行令第二条第二項ただし書の規定による届出
二二七	とん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請

二二八	とん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二二九	とん税法施行令第四条の規定による証明
二三〇	特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第四条第二項の規定による承認の申請
二三〇の二	特別とん税法施行令第二条において準用するとん税法施行令第二条第二項ただし書の規定による届出
二三一	特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二三二	特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二三三	通関業法第三条の規定による許可の申請
二三四	通関業法第八条の規定による許可の申請
二三五	通関業法第十二条の規定による届出
二三六	通関業法第二十二条の規定による届出又は報告
二三七	通関業法第二十四条の規定による免除の申請書の提出
二三八	通関業法第三十一条の規定による届出
二三九	通関業法第三十六条の規定による申出
二四〇	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第四条第一項の規定による承認の申請
二四一	通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）第五条の規定による書面（同条各号に掲げるものを除く。）の提出
二四二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税

二四二の二	<p>法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届の提出</p>
二四三	<p>地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出</p>
二四四	<p>地位協定特例法第十条第一項の規定による承認の申請</p>
二四五	<p>地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告</p>
二四六	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第七条第一項後段の規定による変更の申請</p>
二四七	<p>地位協定特例法施行令第八条第一項の規定による申告</p>
二四八	<p>地位協定特例法施行令第九条の規定による届出</p>
二四九	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第一百十二号。以下「相互防衛援助協定特例法」という。）第二条第一項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）</p>
二五〇	<p>相互防衛援助協定特例法第三条第一項の規定による承認の申請</p>

二五一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第三百三号。以下「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第三条第二項の規定による証明書の交付のための滅失の申告（税関長に対するものに限る。）
二五二	相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項後段の規定による変更の申請
二五三	相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項の規定による届出
二五四	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
二五五	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十三条第四項において準用する関稅定率法第二十条の二第二項の規定による届出又は用途外使用の承認の申請
二五六	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第四項において準用する関稅定率法第二十条の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請
二五七	沖縄の復帰に伴う国稅關係法令の適用の特別措置等に

二五八	関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第百十七条第三項の規定による変更の届出
二五九	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号。以下「自家用自動車特例法」という。）第五条第二項の規定による承認の申請
二六〇	自家用自動車特例法第七条第五項の規定による届出
二六一	自家用自動車特例法第七条第七項の規定による届出
二六二	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第百八十二号。以下「自家用自動車特例法施行令」という。）第四条第一項の規定による書類の提出
二六三	自家用自動車特例法施行令第五条第一項の規定による承認の申請
二六四	自家用自動車特例法施行令第五条第三項の規定による届出
二六五	自家用自動車特例法施行令第六条第一項の規定による書類の提出
二六六	自家用自動車特例法施行令第六条第二項に規定する輸入税の軽減の申請
二六七	自家用自動車特例法施行令第八条の規定による書類の提出
二六八	自家用自動車特例法施行令第九条の規定による書類の提出
二六九	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条

二七〇	約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「コンテナ―特例法」という。）第四条の規定による期間延長又は用途外使用の承認の申請
二七一	コンテナ―特例法第五条第二項において準用する関税率法第十三条第七項ただし書の規定による亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
二七二	コンテナ―特例法第八条第三項の規定による届出
二七三	コンテナ―特例法第十一条第五項の規定による届出
二七四	コンテナ―特例法第十一条第七項の規定による届出
二七五	コンテナ―特例法第十四条第一項の規定による承認の申請
二七六	コンテナ―特例法第十五条第二項において準用するコンテナ―特例法第十四条第一項の規定による承認の申請
二七六の二	コンテナ―に関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「コンテナ―特例法施行令」という。）第三条の規定による書面の提出
二七七	コンテナ―特例法施行令第四条の規定による届出
二七八	コンテナ―特例法施行令第十一条の規定による書面の提出
二七九	コンテナ―特例法施行令第十二条第一項の規定による

二八〇	確認の申請 コンテナ―特例法施行令第十二条第四項の規定による 証紙のはり付けに係る報告
二八一	コンテナ―特例法施行令第十九条第三項の規定による 報告
二八二	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する 法律(昭和四十八年法律第七十号。以下「ATA条約 特例法」という。)第四条ただし書の規定による期間 延長の承認の申請
二八三	ATA条約特例法第五条第一項の規定による認可の申 請
二八四	ATA条約特例法第五条第五項の規定による届出
二八五	ATA条約特例法第五条第七項の規定による届出
二八六	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関す る法律施行令(昭和四十八年政令第三百十七号)第 五条の規定による届出
二八七	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六 条第一項の規定に基づき輸入申告に併せて行われる次 に掲げる規定による申告 イ 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)第四十七 条 ロ 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三十条の三 ハ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十 八条 ニ 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十 一条及び地方道路税法(昭和三十年法律第四百号)

第七条第一項

ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十七条

ヘ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十四条

二八八 国税通則法第二十三条の規定による更正の請求（税関長に対するものに限る。）

二八八の 二 国税通則法第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書の規定による届出（税関長に対するものに限る。）

二八九 二 国税通則法第五十一条第二項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）

二八九の 二 国税通則法第二百二十三条第一項の規定による交付の請求（税関長に対するものに限る。）

二九〇 二 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第十八条第一項の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）

二九一 二 国税通則法施行令第二十三条第二項の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）

二九二 二 消費税法第五十一条第一項の規定による申請書の提出

二九三 二 消費税法第五十一条第二項の規定による申請書の提出

二九四 二 酒税法第三十条の六第二項の規定による申請書の提出

二九五 二 酒税法第三十条の六第三項の規定による申請書の提出

二九六 二 たばこ税法第二十二條第二項の規定による申請書の提出

二九七 二 たばこ税法第二十二條第三項の規定による申請書の提出

二九八 二 揮発油税法第十三条第二項の規定による申請書の提出

二九	石油ガス税法第二十条第二項の規定による申請書の提出
三〇〇	石油石炭税法第十八条第二項の規定による申請書の提出
三〇一	石油石炭税法第十八条第四項の規定による申請書の提出
三〇一の二	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十九条第三項の規定による届出
三〇二	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第二項の規定による申請書の提出
三〇三	たばこ事業法第十四条第三項の規定による届出
三〇四	たばこ事業法第十五条の規定による届出
三〇五	たばこ事業法第十六条第一項の規定による届出
三〇六	塩事業法（平成八年法律第三十九号）第三条第四項の規定による報告（塩特定販売業者に係るものに限る。）
三〇七	塩事業法第十六条第二項の規定による申請書の提出
三〇八	塩事業法第十七条において準用する同法第八条第三項の規定による届出
三〇九	塩事業法第十七条において準用する同法第九条の規定による届出
三一〇	塩事業法第十七条において準用する同法第十二条第一項の規定による届出
三一	塩事業法第十八条第一項の規定による届出
三二	塩事業法第十八条第二項の規定による届出
三三	塩事業法第十八条第三項の規定による届出
三四	塩事業法第三十条第一項の規定による報告（塩特定販売業者及び特殊用塩特定販売業者に係るものに限る。）

三二五	削除	る。)
三一六	削除	
三一七	削除	
三一八	削除	
三一九	削除	
三二〇	削除	
三二一	削除	
三二二	削除	
三二三	削除	
三二四	削除	
三二五	削除	
三二六	削除	
三二七	削除	
三二八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成五年大蔵省令第三十六号）第一条の三の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）	
三二九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第二条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）	
三三〇	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第三条第一項の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）	
三三一	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第三条第二項の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任	

されたものに限る。)

三三二 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第四条の規定による事業概要報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三三 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第六条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三四 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第七条の規定による申立書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三五 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第八条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三六 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第九条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三七 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三八 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第二項において準用する同条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三九 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び

番 号	添 付 書 面 等
三 四 〇	監督に関する省令第十一条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。） 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十二条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。） 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十三条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。） 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十六条の規定による信託終了報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。） 第四条第一項の規定による届出
一	通関業法施行規則第一条第一号に規定する住民票の写し
二	たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第十条第一項第一号イに規定する登録申請者の住民票の抄本
三	たばこ事業法施行規則第十一条第二項に規定する戸籍謄本

別表第二（第四条関係）

別表第三（第四条関係）	
番号	添付書面等
一	関税法施行令第四条の五第三項に規定する登記事項証明書
二	関税法施行令第三十五条第二項第五号に規定する登記事項証明書
三	関税法施行令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項第五号に規定する登記事項証明書
四	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項第五号に規定する登記事項証明書
五	関税法施行令第五十一条の九第二項第五号に規定する登記事項証明書
六	とん税法施行令第一条第二項に規定する登記事項証明書
四	たばこ事業法施行規則第十二条に規定する住民票
五	塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）第十四条第一項第一号イに規定する登録申請者の住民票の抄本
六	塩事業法施行規則第十五条において準用する同規則第九条に規定する住民票の抄本
七	塩事業法施行規則第十六条第一項第一号に規定する住民票の抄本
八	塩事業法施行規則第十六条第三項に規定する住民票の抄本

番号	申請等
一	外国為替及び外国貿易法第十九条第三項の規定による
七	通関業法施行規則第一条第一号に規定する登記事項証明書
八	保証団体となるための認可を申請する際の添付書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十九号）第一条第四号に規定する登記事項証明書
九	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省令第五十七号）第二条第三号に規定する登記事項証明書
一〇	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十八年大蔵省令第五十三号）第一条第二号に規定する登記事項証明書
一一	たばこ事業法施行規則第十条第一項第二号に規定する登記事項証明書
一二	塩事業法施行規則第十四条第一項第二号に規定する登記事項証明書
一三	塩事業法施行規則第十六条第一項第二号に規定する登記事項証明書

別表第四（第四条関係）

二
届出
第四条第一項の規定による届出

○ 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受験手数料）</p> <p>第七条 法第二十六条第一項の受験手数料は、受験願書に、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第十二条本文に規定する受験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならぬ。ただし、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、同令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出により得られた納付情報により、納付しなければならない。</p>	<p>（受験手数料）</p> <p>第七条 法第二十六条第一項の受験手数料は、受験願書に、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第十二条本文に規定する受験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならぬ。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、同令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出により得られた納付情報により、納付しなければならない。</p>

○ 外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支払等の許可の申請手続等）</p> <p>第五条 居住者若しくは非居住者が令第六条第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けようとするとき又は同項の規定に基づき財務大臣の許可を受けるに際し同条第三項の規定により法第十六条第一項から第三項までの規定のうち二以上の規定による許可の申請を併せて行おうとするときは、当該居住者若しくは非居住者は、別紙様式第二による許可申請書三通を、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可の申請手続を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合については、日本銀行を経由しないで行うものとする。</p> <p>2～4 （省 略）</p> <p>（支払手段等の輸出入の届出の手続等）</p> <p>第十条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 居住者又は非居住者が令第八条の二第二項の規定に基づき書面により届出をしようとするときは、当該居住者又は非居住者は、届出の対象となる支払手段等（令第八条第一項に規定する支払手段等をいう。以下この条において同じ。）の輸出又は輸入をしよ</p>	<p>（支払等の許可の申請手続等）</p> <p>第五条 同 上</p> <p>2～4 同 上</p> <p>（支払手段等の輸出入の届出の手続等）</p> <p>第十条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 居住者又は非居住者が令第八条の二第二項の規定に基づき書面により届出をしようとするときは、当該居住者又は非居住者は、届出の対象となる支払手段等（令第八条第一項に規定する支払手段等をいう。以下この条において同じ。）の輸出又は輸入をしよ</p>

うとする日又はその前日に、別紙様式第四による届出書二通を税関長に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出をしようとするときは、当該居住者又は非居住者は、届出の対象となる支払手段等の輸出又は輸入をしようとする日の七日前（当該七日前に、外国通貨をもつて表示される支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日の外国為替相場が公示されていない場合にあつては、当該外国為替相場が公示された時）から当該届出をすることができる。

4
5
6 （省 略）

うとする日又はその前日に、別紙様式第四による届出書二通を税関長に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して当該届出をしようとするときは、当該居住者又は非居住者は、届出の対象となる支払手段等の輸出又は輸入をしようとする日の七日前（当該七日前に、外国通貨をもつて表示される支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日の外国為替相場が公示されていない場合にあつては、当該外国為替相場が公示された時）から当該届出をすることができる。

4
5
6 同 上

○ 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続） 第七条（省 略） 2～4（省 略） 5 日本銀行代理店は、納入者から次の各号に掲げる方法により現金の納付を受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については代行機関に、収納に係わる記録については日本銀行本店に、送信しなければならない。この場合において、日本銀行代理店は、領収証書を納入者に交付することを要しない。 一 登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第二十三条第一項に規定する方法 二 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）<u>第六条各号</u>に掲 げる方法 三 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）<u>第七条第一</u> <u>項</u>に規定する方法 6 （省 略）</p>	<p>（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続） 第七条 同 上 2～4 同 上 5 日本銀行代理店は、納入者から次の各号に掲げる方法により現金の納付を受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については代行機関に、収納に係わる記録については日本銀行本店に、送信しなければならない。この場合において、日本銀行代理店は、領収証書を納入者に交付することを要しない。 一 同 上 二 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）<u>第八条各号</u>に掲 げる方法 三 同 上 6 同 上</p>

○ たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第二百二十二号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
財務省組織規則（平成十三年財務省令第九号）	第三百九十三条第六号及び	たばこ税、	たばこ税、たばこ特別税、
税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）	本則	第二十七条第四項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十九条第四項	第二十七条第四項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十九条第四項
国税質問検査章規則（昭和	第二条第一号	第二十七条第四項	第二十七条第四項、一般会計における債務の
国税質問検査章規則（昭和	第二条第一号	第二十七条第四項	第二十七条第四項、一般会計における債務の

<p>四十年大蔵省令第四十九号)</p>	<p>国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令(昭和五十二年大蔵省令第三十二号)</p>		<p>第一条第一号</p>		<p>たばこ税</p>	<p>承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百二十七号)第十九条第四項</p>	<p>たばこ税、たばこ特別税</p>		<p>たばこ税の額及びたばこ特別税の額の合計額</p>
<p>四十年大蔵省令第四十九号)</p>	<p>国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令(昭和五十二年大蔵省令第三十二号)</p>		<p>第一条第一号</p>		<p>たばこ税</p>	<p>承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百二十七号)第十九条第四項</p>	<p>たばこ税、たばこ特別税</p>		<p>たばこ税の額及びたばこ特別税の額の合計額</p>
<p>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号)</p>	<p>別表第二八七号</p>	<p>第十八条</p>	<p>第十八条及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百二十七号)第十二条第一項(たばこ税法第十八条に係る部分に限る。)</p>						